

令和 2（2020）年度  
施策等評価結果報告書

令和 3（2021）年 4 月  
国立市施策等評価委員会

## 目 次

1. はじめに	1
2. 国立市の行政評価について	3
3. 施策等評価委員会について	4
4. 施策及び事務事業評価結果	8
基本施策 2 男女共同参画社会の実現と女性への総合的な支援	8
事務事業 1 くになち男女平等参画ステーション事業	
事務事業 2 女性等緊急一時保護事業	
事務事業 3 女性パーソナルサポート事業	
基本施策 6 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護	12
事務事業 1 文化芸術振興事業	
事務事業 2 文化財保護・活用事業	
基本施策 18 環境の保全	16
事務事業 1 地球温暖化対策事業	
事務事業 2 公害対策管理・調査・測定事業	
5. 次年度以降の委員会に向けて	20
参考資料	25

# 1. はじめに

令和元（2019）年 11 月に中国の武漢で発見された新型コロナウイルスは、たちまち世界中に蔓延し、発生から 1 年 5 か月経過した現在も、世界の感染者数は 1 億 3,800 万人、死亡者数は 290 万人を超えて増え続け、未だ収束の気配を見せていない。日本では令和 2（2020）年 1 月に最初の感染者が出て以来、3 つの流行の波を経て、現在までの感染者数は 52 万人、死亡者数は 9,500 人を超え、依然として減少の兆しは見られない。

コロナ禍は、社会のあらゆる分野に深刻な影響を及ぼしたが、それは必然的に、コロナ対策を講じる国・地方の行政活動のあり方にも見直しを迫ることとなった。

折しも国立市では「国立市第 5 期基本構想第 2 次基本計画」が令和 2 年度に開始した（計画期間は令和 9（2027）年度までの 8 年間）。だが“コロナ前”に策定された本計画は、開始早々、コロナ禍の中でも“コロナ後”の社会においても適用可能な計画かどうかの点検を余儀なくされるという困難な状況に陥っている。

国立市における行政評価は、まず行政内部で行う事務事業評価が平成 18（2006）年度から実施された。その後、行政評価の客観性及び透明性を担保するために平成 26（2014）年度に外部評価機関である「国立市事務事業評価委員会」が設置され、令和元年度まで外部委員による事務事業評価が行われてきた。その成果を受け継ぎ、外部委員による評価の重点を施策全体に置き、施策と関連事務事業を併せて評価するために令和 2 年度に設置されたのが「国立市施策等評価委員会」である。

本委員会は、令和 2 年 11 月 25 日に国立市長より受けた諮問に応じて、令和 2 年度には 3 つの基本施策及び 7 つの関連事務事業に対して評価を行った。評価にあたっては、基本施策ごとに施策統括課に対してヒアリングを行ったが、その際、施策統括課自身の評価や政策経営課による 2 次評価にとらわれることなく客観的な立場で評価を行うことを基本方針とした。

本報告書はその結果を取りまとめたものである。施策統括課へのヒアリングを踏ま

え、委員間で施策ごと事務事業ごとに率直な意見交換を行った後に意見の集約を行い、委員全員の合意が得られたものを「提言」のかたちにとまとめた。また、施策や事業に対する具体性の高い提案等は「個別意見」として別記した。

国立市におかれては、本報告書の提言内容を、施策や事務事業の見直しに適切に反映させることはもとより、職員の意識改革や行政評価システムのさらなる充実に生かされることを期待する。

最後に、当委員会の評価作業に対し、資料提供やヒアリングにご協力いただいた施策統括課及び関連部署の職員の方々に委員一同深く感謝申し上げます。

令和3（2021）年4月22日

国立市施策等評価委員会

委員長 御船 洋

## 2. 国立市の行政評価について

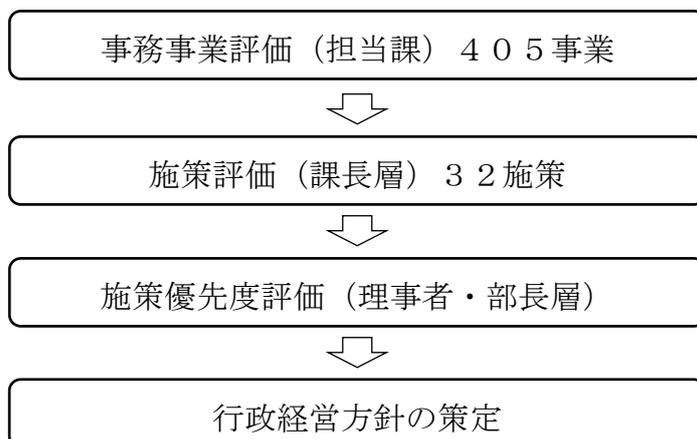
### (1) これまでの経緯と現状

国立市では、平成 18（2006）年度より①目的に沿った議論により重点施策に財を投入する効果的・効率的な事業実施と予算編成の実現 ②わかりやすく透明性の高い行政運営の実現 ③職員一人ひとりの意識と行動様式の変革 を目的とし、行政評価システムを導入・活用している。

平成 18（2006）年度は、担当課によるモデル事業 38 事業の事務事業評価を実施し、理事者と部長職による行財政健全化推進本部会議でそのモデル事業について 2 次評価を行った。平成 19（2007）年度以降は、市の全事務事業について各担当課において毎年度評価を行ってきたところであるが、平成 30（2018）年度からは担当課の事務負担の軽減を図るため、法令に義務づけられている等市の裁量性が小さい事業については 3 年に 1 度の評価とするよう変更したところである。令和 2（2020）年度は全庁で 405 事業の評価を行った。

その後、事務事業の上位にあたる施策（第 1 次基本計画では全 32、第 2 次基本計画では全 29）レベルにおいて、関係課長による施策評価を行っている。その施策評価に基づき、理事者と部長職による施策優先度を定める会議を開催、行政経営方針として次年度の重点項目を決定し、評価結果等についてホームページにて公表している。

### (2) 評価フロー



### 3. 施策等評価委員会について

#### (1) 外部評価（第三者評価）導入の経緯

外部評価（第三者評価）については、行政評価サイクルが行政内部のみで完結していることから、従前から課題とされていた。

平成 25（2013）年 8 月、「国立市財政改革審議会最終答申」において、財政健全化のための仕組みとして、「事務事業の細部まで知り得ている職員による内部評価をまず徹底させ、その結果を外部評価につなげていくべきである」という指摘を受けたこともあり、外部評価を行う市の附属機関として平成 26

（2014）年度に事務事業評価委員会が設置され、以来 6 年間にわたり計 63 の事務事業について外部評価を実施した。庁内の多くの部署が外部評価を経験し、改善や効率化が図られた事業が見受けられる一方、同委員会からは行政の実施する事務事業は相互に密接に関連しており、単一の事務事業を取り上げて評価するのではなく、趣旨・目的・効果等が類似した事務事業は本来一括して評価すべきとの指摘を受けた。

このことから、複数の関連する事務事業についてその上位にある施策と一体の評価を行うため、令和 2（2020）年度には事務事業評価委員会を発展的に解消し、新たに施策等評価委員会が設置され、外部評価を実施した。

#### (2) 評価対象施策及び事務事業の選定

令和 2 年度においては、担当課ヒアリングの日程等も考慮し、全 32 施策から 3 施策を対象とすることとした。施策の選定にあたっては、第 5 期基本構想第 1 次基本計画及び第 2 次基本計画の間で施策体系が変更されている（下表参照）ことを受け、両計画間での評価の連続性及び担当部のバランス等を考慮し、3 つの政策から 8 施策が市より候補として示され、その中から施策等評価委員会において 3 施策を選定した。

第1次基本計画 (ゴシック体表記が対象候補)		第2次基本計画	
政策	基本施策	政策	基本施策
1 参画 男女共同 人権・平和・	1. 人権・平和の推進	1 参画 男女平等 人権・平和・	1. 人権・平和のまちづくりの推進
	2. 男女共同参画社会の実現と女性への総合的な支援		2. 女性と男性及び多様な性の平等参画社会の実現
2 子育て・教育	3. 子育て環境の充実	2 子育て・教育	3. 安心して子どもを産み育てられる子育て支援
	4. 地域ぐるみでの子育て支援		4. すべての子どもが自分らしく生きられる子育て支援
	5. 学校教育の充実		5. 学校教育の充実
3 スポーツ 文化・生涯学習・	6. 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護	3 スポーツ 文化・生涯学習・	6. 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護
	7. 生涯学習の環境づくり		7. 生涯学習の環境づくり
	8. スポーツの振興		8. スポーツの振興
4 保健・福祉	9. 健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化	4 保健・福祉	9. 健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化
	10. 高齢者福祉の充実		10. 高齢期の充実した生活への支援
	11. しょうがいしゃの支援		11. しょうがいしゃの支援
	12. 支え合いの地域づくりと自立支援		12. 支え合いの地域づくりと自立支援
5 地域・安全	13. 防災体制の充実	5 地域・安全	13. 防災体制の充実
	14. 防犯対策の強化		14. 防犯対策の強化と消費生活環境の整備
	15. コミュニティ活動の促進		15. 地域コミュニティ・課題解決型コミュニティ活動の促進
	16. 消費生活環境の整備		

6 環境	17. 花と緑と水のある環境づくり	6 環境	16. 花と緑と水のある環境づくり
	18. 環境の保全		17. 環境の保全
	19. ごみの減量と適正処理		18. ごみの減量と適正処理
7 都市基盤	20. 道路の整備と適正管理	7 都市基盤	19. 道路の整備と適正管理
	21. 交通環境の整備		20. 交通環境の整備
	22. 市街地整備の推進(国立駅周辺整備・富士見台地域整備)		21. 魅力あるまちづくりの推進
	23. 南部地域の整備		22. 地域特性を活かしたまちづくりの推進
	24. 地域特性を活かしたまちづくりの推進		23. 下水道の整備・維持・更新
	25. 下水道の整備・維持・更新		
8 産業	26. 商工業振興と観光施策の強化	8 産業	24. 商工業振興と観光施策による市域経済力の強化
	27. 農業振興と農地保全の推進		25. 農業振興と農地保全の推進
9 自治体経営	28. 変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営	9 自治体経営	26. 変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営
	29. 情報の積極的な発信と共有・保護		27. 情報の積極的な発信と共有・保護
	30. 市民連携・市民協働・市民参画の推進		
	31. 将来にわたって持続可能な財政運営		28. 将来にわたって持続可能な財政運営
	32. 公共施設マネジメントの推進		29. 公共施設マネジメントの推進

具体的には、第1回施策等評価委員会において上表太字の3政策から1施策ずつ、さらにその3施策に紐づく事務事業群から2~3事業ずつを評価対象として選定し、その結果下表の3施策7事業を令和2年度の対象とすることとした。

	施策	事務事業	担当課
1	男女共同参画社会の実現と女性への総合的な支援	男女平等参画ステーション運営事業	市長室
2		女性等緊急一時保護事業	市長室
3		女性パーソナルサポート事業	市長室
4	文化・芸術の推進と歴史・文化遺産の適切な保護	文化芸術振興事業	生涯学習課
5		文化財保護・活用事業	生涯学習課
6	環境の保全	地球温暖化対策事業	環境政策課
7		公害対策管理・調査・測定事業	環境政策課

### (3) 評価方法

評価は、施策・事務事業評価シート（外部評価用）を用い、取りまとめることとした。事前に事務局である政策経営課より評価対象事業の事務事業マネジメントシート及び該当事業の事務報告書の写し等の提出を受けた。できるかぎり事前質問を提出し、担当課ヒアリング前の回答を求めた。担当課ヒアリングは、1 施策につき担当課の説明を 10 分、施策・事務事業についての質疑応答を 80 分の計 90 分間で実施した。

また、評価のとりまとめについては、各委員の様々な視点や論点を尊重しつつ、委員会としての評価・意見を集約することとした。

## 4. 施策及び事務事業評価結果

基本施策2	男女共同参画社会の実現と 女性への総合的な支援 (第2次基本計画：女性と男性及び多様な性の 平等参画社会の実現)	政策経営部 市長室	
	事務事業1		くにたち男女平等参画ステーション事業
	事務事業2		女性等緊急一時保護事業
	事務事業3		女性パーソナルサポート事業

### (1) 施策・事務事業の概要

<p>施策2 男女共同参画社会の実現と女性への総合的な支援</p> <p>【施策の目的】 性別に関わらず、多様な生き方を自由に選択することで、自分らしく豊かに暮らすことのできる地域社会を目指します。</p> <p>【展開方向1】男女共同参画社会の実現 性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、市民がお互いに協力しながら支え合える男女共同参画社会を目指します。</p> <p>【展開方向2】女性の自立に向けた支援 地域で生活する女性一人ひとりの実情に対応し、女性への総合的な相談支援体制を構築することで、女性のエンパワーメントを促進し、地域における女性の経済的・社会的な自立を推進します。</p>
<p>事務事業1 くにたち男女平等参画ステーション事業（展開方向1）</p> <p>◇平成30年4月に施行した「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」に基づく男女平等参画の推進を図るための拠点施設として、くにたち男女平等参画ステーションを運営する事業。</p> <p>◇主な内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等参画に関する相談事業</li> <li>・普及啓発事業</li> <li>・情報収集・提供・発信事業</li> <li>・交流促進事業</li> <li>・調査・研究事業</li> <li>・ボランティアサポーター会議</li> </ul>
<p>事務事業2 女性等緊急一時保護事業（展開方向2）</p> <p>◇配偶者等から暴力被害を受けている女性等の安全の確保と自立支援を図るため、公的シェルターや民間シェルター等への緊急一時保護を実施する事業。</p>
<p>事務事業3 女性パーソナルサポート事業（展開方向2）</p> <p>◇上記「女性等緊急一時保護事業」において、公的な保護施設における行動制限により、</p>

相談者が保護施設の利用を拒否する等の課題を受け、令和元年度より開始した事業。短期宿泊と自立支援の2本の柱により構成される。

◇主な内容は以下のとおり。

- ・短期宿泊（公的な保護施設の利用ができない相談者に短期間の滞在場所を提供）
- ・自立支援（中長期的な支援が必要な女性の相談対応や同行支援、講座提供等）

## （2）評価委員会からの提言

### ア．施策「男女共同参画社会の実現と女性への総合的な支援」について

①本施策において、国立市は全国的に見ても先駆的な取組を多く推進しており、大いに評価できる。第2次基本計画策定に伴い、各展開方向の成果指標を大きく見直したことについても、施策の進捗を受けた弾力的な対応として評価する。

性の多様性の社会的認知度が高まるにつれ、施策の内容もはるかに多様化することが予想される。今後もパイオニアとして、市民の多様性を尊重し支援するための新たな方向性を切り開いていくことを期待する。

一方で、施策の特性及び課題の普遍性を考慮し、周辺自治体との連携を一層図られたい。

②男女平等意識を醸成し課題認識を促進するためには、効果的な情報発信が肝要である。ジェンダー平等に係る教育のあり方、市ホームページのアクセシビリティの向上、旧国立駅舎等の公共施設の活用、高校及び大学等への広報等、情報発信における様々な方策について幅広く検討されたい。

③性自認が女性の方々への支援に偏ることなく、性自認が男性あるいはそれ以外の方々にも配慮した事業運営を行っていただきたい。

④市役所における女性管理職割合の目標を掲げ、達成に向けて取り組まれない。あわせて、女性の健康状態や体調等に配慮したきめ細かい対応ルールを作成して全職員で共有する等、庁内における女性の働き方改革を推進されたい。

<個別意見>

⑤防災分野における男女共同参画の推進においては、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めると同時に、女性等の視点からの有用な提言については速やかに対策に取り組む必要がある。

イ. 事務事業「くにたち男女平等参画ステーション事業」について

今後の事業の方向性：有効性改善

①相談件数や講座・イベント等の参加人数は増加しており、参加者からも高い評価を得ている点は評価する。当面の課題であるくにたち男女平等参画ステーションの認知度向上については、大学への寄附講座の活用等による若年層への周知、国立駅改札付近への案内看板設置等の工夫を検討されたい。

②SNSを活用する等、相談者の立場に立った対応は評価する。一方、相談者における男性の割合が低いため、悩みを抱えている男性へも手を差し伸べる意識をもって事業を運営されたい。

③施設の立地上、国分寺市民の利用も想定されるため、将来的に同市との共同運営等も検討する余地がある。

ウ. 事務事業「女性等緊急一時保護事業」について

今後の事業の方向性：有効性改善

①被害者の自立支援を考えるうえでは、保健・医療、警察、司法等の安全面はもちろん、教育、福祉、就労、住宅等生活面での支援も必要である。また、事業の性質上、市域内での対応には限界がある。他自治体及び民間団体等との広域的な連携を引き続き推進されたい。

②生活保護・生活困窮自立支援とならび、緊急的な対応を要する重要な事業であるが、中長期的な視点から被害者の生活面も含めた包括的な自立支援を行う

ため、市、東京都、女性支援を担うNPO法人等の間での知識や情報の共有を含めた女性パーソナルサポート事業との協同や連携等、本事業のあり方を検討されたい。

③緊急を要する相談件数と一時保護件数との乖離、「DV等を受けた時に、どこにも相談しなかった（できなかった）市民の割合」が50.7%であったこと等の各指標が、泣き寝入りをしているDV被害者や潜在的なDV被害者が大勢いることを示唆している。現状として本事業の利用者数は少ないものの、今後DV等の被害相談は増えていくことが予想されるため、当事業は引き続き継続すべきである。

#### エ. 事務事業「女性パーソナルサポート事業」について

##### 今後の事業の方向性：有効性改善

①本事業に対するニーズの増加が予想されるため、担い手である民間支援団体と引き続き連携するとともに、人材育成及び財政支援の方策を検討されたい。

②特別な困難を抱える人達の声を受け止め、全国でも先駆的な取組として実施していることについて、高く評価する。また、戸籍上の女性に限らず、性自認が女性である方も対象としている点についても評価すべきである。

一方で、加害者からの避難という事業の性質上本来は広域的に取り組まれるべきものであり、東京都や他自治体との広域連携の実現に向け積極的に働きかけられたい。

基本施策 6	文化・芸術活動の推進と 歴史・文化遺産の適切な保護 (第2次基本計画：文化・芸術活動の推進と 歴史・文化遺産の適切な保護)	教育委員会 生涯学習課
	事務事業 1 文化芸術振興事業	
	事務事業 2 文化財保護・活用事業	

(1) 施策・事務事業の概要

<p>施策 3 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護</p> <p>【施策の目的】 文化・芸術活動のしやすい環境が整備され、市民が文化・芸術活動に親しむことができるとともに、市内の歴史・文化遺産が守られ、活用されるまちを目指します。</p> <p>【展開方向 1】文化・芸術を育む良質の土壌づくり 市民が文化・芸術を身近に感じることができる機会を充実させ、文化・芸術を育む「良質の土壌づくり」を推進します。</p> <p>【展開方向 2】文化・芸術活動の促進 市民・団体等の自主的な文化・芸術活動を促進します。</p> <p>【展開方向 3】歴史・文化遺産の保存・活用と伝統文化の継承 市内の貴重な歴史・文化遺産、伝統民俗芸能を大切に守り、子どもたちの郷土についての理解を深め、郷土愛を醸成していくとともに、観光や地域振興につなげていきます。</p>
<p>事務事業 1 文化芸術振興事業（展開方向 1）</p> <p>◇「国立市文化芸術推進基本計画」に基づき、市の文化芸術施策を推進する事業。</p> <p>◇主な内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立市文化芸術推進基本計画の策定（令和元年 5 月）</li> <li>・国立市文化芸術推進会議の開催</li> <li>・文化芸術講演会の開催</li> </ul>
<p>事務事業 2 文化財保護・活用事業（展開方向 2）</p> <p>◇市内所在の各種文化財について、文化財指定及び登録に基づきその保護及び活用を図る事業。</p> <p>◇主な内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の指定・登録</li> <li>・既存文化財の保護</li> <li>・市指定文化財所有者への補助金交付</li> <li>・都事業「文化財ウィーク」への協力</li> <li>・旧本田家住宅の解体復元及び復元後の活用検討</li> </ul>

## (2) 評価委員会からの提言

### ア. 施策「文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護」について

①歴史・文化遺産の保護においては、現状把握や保護対策が遅れがちになる無形文化財（伝統文化・伝統芸能）の保護及びその担い手の育成にも注力を求める。

②コロナ禍以前に策定された「国立市文化芸術推進基本計画」は優れた内容ではあるが、ICT等を活用した各種イベントの新たな開催方法の模索、文化芸術の担い手に対する経済的支援等、コロナ後の社会に向けて一定の修正が必要である。また、市民が主体的に文化芸術活動に取り組むために、計画の内容について、多様な方法での市民周知を図られたい。

③情報発信における旧国立駅舎の活用ならびに市内画廊、ギャラリー及びくにたち文化・スポーツ振興財団等との連携等を推進し、地域や市民が主体的に文化芸術活動に取り組むための仕組みの構築に取り組むべきである。

④くにたちアートビエンナーレについて、市民の芸術に対する意識を醸成するきっかけになった点は評価する。彫刻展示については、説明板に二次元コードを表示して市内画廊やギャラリーへの誘導につなげる等、市全体での盛り上がりにつなげる工夫の余地が認められるため、今後の取組においてはこの点を反映されたい。

⑤くにたち市民芸術小ホールについては、文化芸術に関するイベントの開催といたって従来の役割に加えて、市民と市内の画廊やギャラリー等を結びつけたり、情報発信の中心となったりする機能が今まで以上に求められる。

#### <個別意見>

⑥担当課の社会教育・文化財担当の所掌は、生涯学習、文化芸術、文化財保護等多岐にわたっている。本施策及び事業の円滑な推進のため、担当課の体制強化並びに全庁的な共通理解の醸成及び庁内横断的な推進体制の構築を

図られたい。

#### イ. 事務事業「文化芸術振興事業」について

##### 今後の事業の方向性：有効性改善

①文化芸術講演会の参加者数を向上させるため、くにたちギャラリーネットワークと連携する等、さらなる周知方法の改善を図られたい。一方で、より市民の関心を喚起するテーマの講演を企画することもまた必要である。

②本事業は大きくコロナ禍の影響を受けているものと思われる。当面は事業の拡充を図る前に、感染防止対策を講じたうえで各種イベントの開催を模索する等、当初の計画で想定していた内容から多少形を変えてでも、事業を実施できる状態に戻すことが肝要である。

その際は、コロナ禍の影響を受けているアーティストたちの活動機会の増進と生活維持について配慮することも重要と思われる。

##### <個別意見>

③庁内各課が取得した市民の文化芸術活動に関する取組を、生涯学習課に集約し、「文化芸術推進基本計画」の着実な推進を図られたい。あわせて、市のホームページ等から積極的に発信する仕組みを検討されたい。

#### ウ. 事務事業「文化財保護・活用事業」について

##### 今後の事業の方向性：有効性改善

①旧本田家住宅の復元事業について、文化財としての保護活用の社会的意義は認められるものの、復元後の維持管理も含めれば長期にわたる予算措置を要することから、コロナ禍の厳しい財政事情を考慮しながら事業を進められたい。

②旧国立駅舎において、様々なテーマでの展示により来場者に文化や歴史を知るきっかけを与えた点は評価する。文化財の保存活用においては、文化財に触

れながら散歩ができるマップを作成する、旧本田家住宅の解体及び復元過程の見学イベントを企画する、学校教育等も含めた幅広い広報活動を展開する等、文化財に対する市民の理解と関心を高める方策を検討されたい。

③建築物の補修作業等を市民の雇用創出の場とする、国立市観光まちづくり協会等の市内団体と連携して市内文化財の一体的な活用により回遊性を創出する方策を検討する等、まちの活性化に資する文化財の活用を図られたい。

④事務事業マネジメントシートの対象指標「市内所在の文化財件数」の数値設定を推定 10,000 件としている点については、適切な事業評価を行うために見直すべきである。

## エ. その他

### <個別意見>

①市は、条例に基づきくにたち文化・スポーツ振興財団に対し、必要な指導及び助言を行うことにより、その活動内容及び会計のさらなる透明化を図るべきである。

基本施策 18	環境の保全 (第2次基本計画：環境の保全)	生活環境部 環境政策課
	事務事業 1 地球温暖化対策事業	
	事務事業 2 公害対策管理・調査・測定事業	

(1) 施策・事務事業の概要

<p>施策 1 環境の保全</p> <p>【施策の目的】 より多くの市民が地球環境問題や環境負荷軽減に対する理解を深め、自主的・自発的にエコライフ(環境に配慮した生活)を実践するとともに、常に衛生的で良好な生活環境が保たれているまちを目指します。</p> <p>【展開方向 1】環境保全型のまちづくり 衛生的で良好な生活環境の維持・向上に向け、市民との連携・協働に根ざした取組を推進するとともに、全市的に地球温暖化防止への意識を高め、市民、事業者、行政といった各主体の責務と役割に応じた取組を着実に推進します。</p> <p>【展開方向 2】公害防止対策の充実 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭といった公害の発生を防止します。</p>
<p>事務事業 1 地球温暖化対策事業(展開方向 1)</p> <p>◇「国立市役所地球温暖化対策実行計画」及び「国立市域地球温暖化対策アクションプラン」に基づき、市の事務事業及び市域全体の温室効果ガス排出量の削減を推進する事業。</p> <p>◇主な内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の事務事業による排出量の分析</li> <li>・実行計画に基づく各部署の取組の管理</li> <li>・住宅用スマートエネルギー関連システム設置費補助金の交付</li> <li>・住宅省エネルギー化補助金の交付</li> <li>・省エネ家電買換え促進補助金の交付</li> </ul>
<p>事務事業 2 公害対策管理・調査・測定事業(展開方向 2)</p> <p>◇各種環境調査を実施し、規制・基準値を大きく超える場合には原因究明及び指導等による改善を図る事業。また、東京都から事務移譲を受け、工場設置認可、特定建設作業届出、アスベスト含有解体工事の立ち入り検査、各種苦情対応等も行う。</p> <p>◇主な内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要道路騒音等調査</li> <li>・主要交差点環境調査</li> <li>・大気中ダイオキシン類調査</li> <li>・工場ばい煙調査</li> <li>・二酸化窒素濃度分析調査</li> <li>・工場等重油中硫黄分析調査</li> <li>・多摩川関連水質合同調査</li> <li>・矢川・崖線湧水水質調査</li> <li>・地下水有機塩素系物質調査</li> </ul>

## (2) 評価委員会からの提言

### ア. 施策「環境の保全」について

①第2次基本計画策定に伴い成果指標を状況変化に応じて追加する等、施策評価に対する姿勢は評価する。環境問題というものは行政施策の効果が必ずしも即時的に現れるものではないため、明確な進捗評価は困難を伴うが、展開方向1の成果指標「環境に配慮した取組を行っている市民の割合」の実績値が安定的に推移しない要因等について分析し、成果向上に向けた検討を求める。

②地球温暖化対策及び公害発生防止を含む環境保全施策を推進するためには市民の意識啓発が不可欠であり、特に将来の世代に環境に配慮した衛生的で良好な生活環境を継承していくために、学校における環境教育も重視して取り組むべきである。

③本施策は市域内で完結するものではないため、市民、事業者及び他自治体等と連携し、効果的に事業を推進されたい。

#### <個別意見>

④自動車に起因する環境問題の解決に福祉有償運送の活用を検討する等、経済成長やコロナ禍を背景に顕在化してきた事業者の果たすべき役割とそれを踏まえた施策の推進についても検討すべきである。

### イ. 事務事業「地球温暖化対策事業」について

#### 今後の事業の方向性：有効性改善

①街路灯のLED化、住宅・家電の省エネ化に対する各種補助金制度等、各事業の進捗については評価する。国が2050年までに温室効果ガス実質ゼロという目標を定めたことを受け社会全体の意識も高まると予想されるため、本庁舎及び学校における使用電力の再生可能エネルギーへの転換、北秋田市との連携によるカーボンオフセット事業等、市のさらなる取組に期待する。

②地球温暖化対策を推進するためには市民の意識醸成を推進する必要がある。対策を講じなかった場合の将来予測を周知する、家庭でできる省エネの取組を紹介する際に重点項目にしぼって広報する、事業主として市役所が行った取組の結果を市民及び事業者へ周知する等、さまざまな方策を検討されたい。

③各種補助金交付事業について、申請件数がすぐに定員に達する現状では公平性に課題がある。一方、大幅に拡充することは予算の制約上困難を伴う。申請の手間、受付対応の負担、国・都の補助制度の活用等、費用対効果を十分に検証し、今後のあり方を検討すべきである。

#### <個別意見>

④省エネ家電買換え促進補助金制度について、申請の手間が少なく市民の意識醸成に効果的であるため、補助金の総額は変えずとも補助単価を下げる、事業内での予算の組替により本補助金の総額を増やす等、より広く市民が活用できる制度となるよう検討されたい。

⑤省エネ化に対する補助金制度について、申請を促進するため、市内の土業を活用する等申請負担を軽減する方策を検討されたい。

#### ウ. 事務事業「公害対策管理・調査・測定事業」について

##### 今後の事業の方向性：有効性改善、効率性改善

①着実に事業を推進するため、環境調査結果に基づく市内環境の推移を市民にわかりやすく周知する、公害発生抑制の視点を学校での学習活動に取り入れる等の取組を検討されたい。

②苦情受付件数が年々増大している現状において、対応に当たる職員に過度な負担が生じないように、対応時間及び訪問回数等について他の業務と比較して妥当性を検証する、外部委託を含め地域や民間の力の活用を図る等、何らかの方策を検討すべきである。

③市民の声を汲み上げ生活環境の改善を図る重要な事業であり、引き続き迅速な状況把握と改善に努められたい。

## 5. 次年度以降の委員会に向けて

今年度の委員会審議を振り返り、次年度以降、より良い施策・事務事業評価が行えるよう、今後の留意点や改善点を以下に掲げる。

### (1) 本委員会のスタンスについて

本委員会は、評価対象施策・事務事業の評価に当たって施策統括課及び関係課にヒアリングを行うが、ヒアリングは委員と担当課員が対決する場ではない。すなわち、ヒアリングは「攻撃」と「防御」の場でもなければ、「追及」と「弁明」の場でもない。ヒアリングにおいては、評価対象施策・事務事業の現状、目的と手段の整合性、実績や成果の評価、今後の課題等を巡って、委員と担当課員が、常に同じ目線で考え、同じ方向を向いて議論し、課題解決や目標達成に向けてお互いに知恵を絞りアイデアを出し合うというスタンスを貫きたい。したがって、担当課には、ヒアリングの場において、施策・事務事業の成果や実績だけでなく、問題点や課題も率直に表明していただきたい。本委員会のこうしたスタンスは国立市事務事業評価委員会のスタンスを踏襲するものであるが、本委員会の開始に当たり、改めて強調しておきたい。

### (2) 事前質問等について

本委員会では、各委員から評価対象施策・関連事務事業に関する事前質問を受け付け、委員会審議の前に施策統括課及び関係課から回答をいただき、それらを全委員に配布して事前に共有を図っておくというやり方を取っている。その目的は、あらかじめ基礎的データや制度の詳細、実務的知識等を委員が把握しておき、ヒアリングの場では、評価対象施策・事務事業の課題解決や将来展望といった本質的な議論により多くの時間を割きたいためである。

このやり方も国立市事務事業評価委員会のやり方に倣ったものであるが、

多くの質問に短時間で回答して下さった施策統括課及び関係課の方々に敬意を表したい。ただし、質問への回答が一部抜けていたり、質問と回答の内容がずれていたりするケースも散見された。また、「施策マネジメントシート」や「事務事業マネジメントシート」上のデータの記入漏れや誤記入が事前質問で指摘され、ヒアリングの直前にデータの訂正や資料の差替えが行われる、という事態が生じたのは大変残念であった。

以上の点を踏まえ、次年度の評価対象施策・事務事業の施策統括課及び関係課には①「施策マネジメントシート」及び「事務事業マネジメントシート」の全項目へ漏れなく記載していただくこと、②記載内容（特に数値）について正確を期していただくこと、を強く要望したい。

### (3) 「施策マネジメントシート」について

「施策マネジメントシート」（以下「施策シート」という）は、委員が当該施策を評価するときに参照する重要な資料であるが、今年度（令和 2 年度）の施策シートには以下のような問題点があった。

#### 1) 施策シートと基本計画の関係

今年度の施策シートには「国立市第 5 期基本構想第 1 次基本計画」（計画期間：平成 28（2016）年度～令和 5（2023）年度）（以下「第 1 次基本計画」という）に基づいた平成 27（2015）年度～令和元（2019）年度の指標やデータが記載されている。今年度は「国立市第 5 期基本構想第 2 次基本計画」（計画期間：令和 2（2020）年度～令和 9（2027）年度）（以下「第 2 次基本計画」という）の開始年度なので施策の実績はまだ出ておらず、成果の評価はできない。したがって、第 1 次基本計画の実績値を評価対象にするのは当然である。

ところで、第 1 次基本計画と第 2 次基本計画は、令和 2 年度～令和 5 年度の 4 年間、計画期間が重複しているが、事実上、令和 2 年度以降は第 1 次基

本計画から第2次基本計画に移行し、第2次基本計画が実施されるという進め方になっている。この点で、第2次基本計画は第1次基本計画の中間見直しあるいは修正版の性格が強い。ただし、両計画を比較してみると、政策の9つの柱はほぼ同じだが、政策の下に置かれている基本施策は32から29に減少している。また、政策や施策の名称変更、施策の統廃合、成果指標の入れ替え等も相当数行われている。

そうすると、第1次基本計画にはあったが第2次基本計画ではなくなっている項目（あるいはその反対に、第1次基本計画にはなかったが第2次基本計画から新たに登場した項目）の扱いはどうなるのか。この点の処理が曖昧なので、次年度以降の施策評価のためにその明確化を求めたい。

1例を挙げると、今年度評価対象とした基本施策「環境の保全」の展開方向1「環境保全型のまちづくり」における成果指標「環境に配慮した取組を行っている市民の割合」（以下「成果指標1」という）は、第1次基本計画には掲げられていたが、第2次基本計画では外されている。このことは、令和2年度以降、成果指標1をもはや重視しないというメッセージだと受け取れるが、第2次基本計画実施期間に入っても成果指標1の重要性はいささかも変わらぬはずであり、今後も成果指標1の目標値を達成するための努力を継続すべきであろう。しかし、現状ではその努力を確認する方法が不明確であるので、改善に向けて検討を行っていただきたい。

一方、第2次基本計画から新たな成果指標として「国立市域の温室効果ガス排出削減割合」（以下「成果指標2」という）という項目が採用された。次年度以降、施策シートには第2次基本計画に基づく指標やデータが記載されるが、成果指標2のような新項目が、まだ成果指標ではなかった第1次基本計画実施期間中（平成28（2016）年度～令和元年（2019）年度）にどのような実績値を示していたかを追跡しておいた方がよいと思われる。

以上要するに、第1次基本計画と第2次基本計画の継続性をもっと重視す

るためにきめ細かい対応をお願いしたい。そしてそれを施策シートに反映させていただきたい。第1次基本計画であれ第2次基本計画であれ、取り上げられたすべての成果指標について目配りを怠らず、可能な限り、第1次基本計画開始時から今日までのデータを幅広く提供していただきたい。

## 2) 他自治体との成果実績値の比較

施策統括課は、施策シートの「4. 施策の成果実績値に対する評価」欄において、他自治体との比較をして自己評価をしているが、具体的にどの自治体と比較しているのかは明記されていなかった。ただし、基本施策「環境の保全」だけは、事前質問への回答において、自己評価するに当たって「国立市の類似団体である狛江市」と比較したことがわかった。しかし、市の人口と産業構造に基づいて類型区分される「類似団体」概念を用いるのであれば、狛江市は国立市の類似団体ではなく、狛江市を比較対象に選んだ理由が曖昧になる。東京都の一般市で類似団体として国立市と同じグループに属するのは、福生市、東大和市、清瀬市、稲城市、あきる野市である。

次年度以降、施策統括課が施策を自己評価する際に比較対象に選んだ他自治体名及び選んだ理由を明記していただきたい。

## 3) 施策統括課による施策の総合評価

施策シートの「6. ○○年度の評価結果」の「(2) 施策の○○年度における総合評価」欄には「成果実績数値の評価 (A～E) に、定性的要素を加味した評価」との説明が付いているが、「定性的要素」の具体的内容が明示されていない。次年度以降は明示していただきたい。

## (4) 「事務事業マネジメントシート」と「事務報告書」の関係について

事務事業を評価する際の参考資料が標記2つの資料である。「事務事業マネ

ジメントシート」(以下「事業シート」という)では事務事業の概要や事務事業コストの大きさを知ることができ、事務報告書では具体的な事業項目や主な事業項目ごとのコストの内訳を知ることができるので、両者は補完関係にある。

ところが、個別の事務事業を見ていくと、両者の関係が必ずしも明確でないケースがある。今年度の評価対象事務事業の中から1例を挙げると「文化財保護・活用事業」(事業シート)と「文化財調査・活用に係る事業」(事務報告書)の関係がこのケースに当てはまる。事業費の総額、支出の内訳いずれについても事業シートと事務報告書の対応関係がよくわからなかったため事前質問したところ、事務報告書の「文化財調査・活用に係る事業」は事業シートの「文化財保護・活用事業」と「文化財調査事業」の両方を含んでいるという説明を受けた。しかし、今年度の評価対象ではない「文化財調査事業」の事業シートは委員の手許になく、同事業の事業費の内訳はわからない。そのため「文化財保護・活用事業」の事業費の内訳を事務報告書で確認することはできない。つまり、事業シートの事務事業と事務報告書の事務事業は、1対1の対応関係になっていないケースがあり得るのである。しかし、これでは2つの資料が事業評価のための参考資料として果たすべき役割が減殺される。

また、事務報告書において事業費は、地方自治法施行規則第15条の規定に基づいた節別区分によりその内訳が表記されているが、事業シートにおける事業費の表記は「事務事業コストの推移」記載要領(政策経営課作成)に従ってなされている。このように事業費の分類基準が異なるため、事業シートの事業費項目と事務報告書の事業費項目との対応関係がわかりにくくなっている。

以上の点を踏まえ、事業シートと事務報告書が施策・事務事業評価のためにより有益な参考資料となるよう、次年度以降、さらなる工夫をしていただきたい。